

給与勧告等の要旨

平成21年 5 月15日

福井県人事委員会

○ 今回の給与勧告等のポイント

職員の 6 月期の特別給の一部(一般職員で0.20月分)の支給を凍結。凍結分については、職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、必要な措置を勧告。

職員の区分	期末手当	勤勉手当
一般職員	1.4 月分 → 1.25月分	0.75月分 → 0.7 月分
特定幹部職員	1.2 月分 → 1.1 月分	0.95月分 → 0.85月分
再任用職員	0.75月分 → 0.7 月分	0.35月分 → 0.3 月分
任期付研究員および特定任期付職員	1.6 月分 → 1.45月分	—

1 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給の支給割合については、例年 5 月から行う職種別民間給与実態調査において、前年の 8 月からその年の 7 月までの 1 年間の民間支給実績を精確に把握し、これと合わせることとしており、本年も同様に対応。

2 人事院勧告の概要(5月1日勧告)

(1) 民間における本年の夏季一時金の厳しい決定状況を受け、本年 4 月 7 日から 24 日までの間、約 2,700 社を対象に特別調査を実施。

- ・調査完了率は 75.6%。夏季一時金の決定済企業 340 社(母集団に復元した企業割合: 13.5%)に勤務する従業員数は、全体の 19.7%。約 8 割の従業員が未定
- ・決定済企業における夏季一時金の対前年増減率は、14.9%となっているが、母集団の産業別従業員構成に合わせて算出すると、対前年増減率は 13.2%

(2) 職員の 6 月期の特別給の支給月数の一部(一般職員で 0.20 月)を凍結。現行の支給月数(同 2.15 月)に調査対象全企業従業員ベースの減少率(13.2%)を乗じた上で、従業員割合で約 8 割の企業において支給額が未定であること、暫定的な措置であること等を考慮して算出。現行の期末手当および勤勉手当の構成比に従い配分。

3 特例措置の実施

以下の理由から、本県においても、本年の職種別民間給与実態調査の結果が出るまでの暫定的な特例措置として、人事院勧告に準じて、6 月期の特別給の支給の一部を凍結。

- ・地方公務員法上、職員の給与については、情勢適応の原則や、国および他の地方公共団体の職員ならびに民間の給与その他の事情を考慮する必要があること
- ・景気の悪化に伴い、本県でも厳しい状況がうかがわれる中、国および他の多くの地方公共団体において同様の特例措置がなされる見込みであること